

KURURA 制作実行委員会 会則

第 1 条（名称）

本会の名称を [KURURA 制作実行委員会] と称する。

第 2 条（事務所）

本会の事務所を“伊豆市若者交流施設<<9izu>>”に置く。

第 3 条（目的及び事業）

本会は、伊豆市及び近隣の小中学生有志を対象とした“子どもローカルマガジンプロジェクト伊豆市”（フリーペーパー【KURURA】制作活動）の運営、活動を通して、こどもたちの創造性を醸成し、郷土に対する愛着（シビックプライド）を育てることを目的とし、事業として[未来の伊豆をデザインする子ども達とプロが創る情報誌【KURURA】]を制作・発行する。

第 4 条（構成）

本会は、既存の 3 団体<伊豆市こども未来塾、クリエイターチーム カラフル、NPO サブライズ>及び有志スタッフで構成する。実行委員は 10 名程度とする。

第 5 条（役員）

本会運営のために、代表及び事務局をおく。任期は特に定めない。

第 6 条（運営）

本会の運営は、KURURA 制作活動の参加費及び、寄付金等でまかなう。

第 7 条（会計）

本会の会計は各号発行ごと（おおよそ毎年度）行う。

附則 この会則は平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

平成 30 年 6 月 1 日 一部改訂

令和元年 4 月 1 日 一部改訂